

生徒の皆さんへ
保護者の皆様へ

京都府立鴨沂高等学校
校 長 藤 井 直
生 徒 指 導 部

平成 30 年度『冬季休業中の生活』について

平成 30 年度もいよいよ締め括りの時期を迎えようとしています。今年度は 2 学期から荒神口校地の新校舎に移転し新たな学校生活を迎えています。年度当初の目標はどの程度達成できているでしょうか。冬休みは、生徒にとって家庭での生活や地域行事への参加等を通して、家族や社会の一員としての豊かな体験ができる機会であり、新しい年への希望と抱負を持つ時期です。年末・年始をはさむため気忙しいさや解放感が入り交じり集中しにくい時期でもあります。これまでの生活全般を振り返るなかで「不十分だった点は改める」という気持ちを常に持ち、明確な目標を持って新年のスタートがきれるよう有意義な休みとしてください。御家庭におかれましても、下記の注意事項を生徒一人一人がきちんと守り、計画的で規則正しい生活が送れますよう御指導をお願いします。

記

1 規則正しい生活について

- (1) 年末・年始をはさみ生活リズムに変化が生じやすいため、各自の目標に応じた学習を継続しながら計画的な生活を送ること。
- (2) 暴飲・暴食や睡眠不足に気をつけ、健康的な生活を送ること。
- (3) いかなる場合でも暴力行為は許されない。人権尊重の立場にたって良識ある行動をとり、「いじめ」や「いやがらせ」等の行為も絶対にしないこと。
- (4) 高校生の飲酒や喫煙は法律で禁止されており、断じて許されるものではない。飲酒・喫煙を誘発する「コンパ」等には絶対に参加しないこと。
- (5) 万引き・窃盗等の犯罪行為（非行）や深夜徘徊、無断外泊、不健全な場所への出入り、シンナー大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用等の反社会的行為等は絶対に行わないこと。特に、大麻については高校生が検挙されるという事案が発生している。違法薬物の使用や入手を誘われたり、何か心配事などがあれば必ず警察又は学校に相談すること。
- (6) J K ビジネスや出会い系サイト等の誘惑にのったり、援助交際などの行為は絶対に行わないこと。
- (7) 直接、間接を問わず、暴走族やバイク・自動車による暴走行為に関わらないこと。

2 学習等について誰のためでもなく「自分のための学習」であることを自覚し、目標と計画を立てて毎日学習すること。特に 2 学期までの成績で不十分であった科目については、綿密な計画を立て、復習に励むことが大切である。加えて、補充授業への出席を課せられた場合は、何よりも優先して出席し、学力をつけておくこと。また、課題も確実にやり遂げること。1・2 年生にとっては、自分の生き方をじっくり考え、進路希望を決定する良い機会なので、進路実現に向けて「何をすべきか」をしっかりと考えること。3 年生は、授業再開後に高校生活締め括りの時期を迎える。進路未決定の人は、進路実現に向け努力することはもちろん、進路が決定した人も将来に向け、高校生活最後まで学習中心の生活を送ること。なお、冬季休業中は読書をしたり、地域のボランティア活動等に参加する絶好の時期でもある。機会を見つけて積極的に取り組むこと。

3 生命の尊重について

- (1) 原付、自動二輪、自動車の運転はもちろんのこと、免許取得（教習所入所含む）やバイクに乗せてもらうことも禁止している。「自他の生命を尊重する」ことが『4 ない運動』の趣旨であることを忘れないこと。御家庭におかれましても、「子どもの要求に負けない」を加えた『4 ない運動プラス 1』の実践と推進に御協力ください。
- (2) 高校生による自転車事故が後を絶たない状況であり、本校でも今年度、警察に通報した自転車事故が 3 件報告されており、決して他人事では済まされない事態である。自転車に乗るときは、道路交通規則・条例、交通ルールやマナーを遵守し、安全運転を心掛けること。特に、二人乗り・無灯火・傘さし・スマートフォン等の携帯電話やイヤホン使用運転等は絶対に行わないこと。

- 4 インターネット及びソーシャルネットワーキングサービス（SNS）トラブルの未然防止について
- （１）情報を主体的に取捨選択して活用する力を養うとともに、情報モラルを身につけるように努めること。併せて、家庭においてインターネット利用全般に関するメリットとリスクを正しく認識し、不審なメールが届いた場合は、絶対に添付ファイル等を開封しないようにするなど有害情報対策を立てておくこと。
 - （２）スマートフォン等の携帯電話の利用の在り方について、特にSNSやコミュニティサイト等の利用も含め、トラブルやいじめ、性犯罪被害に発展することがないように適切に対応すること。
 - （３）外出先において、無断で写真撮影をされる場合や他人の撮影した画像や動画に写り込んでしまうことがあるので、何か不審に思われることがあった場合は、警察に相談するなど方策を講じること。
- 5 アルバイトについて本校は原則禁止している。アルバイトは、高校生として本来の目的である「勉学にし、自分の進路をきりひ専念らく基礎学力の充実を図る」ことや、「生活規律」の点でマイナス（弊害）になることが多い。家庭の事情（経済的理由）等で、どうしても必要な場合は事前に担任と相談し、生徒指導部に届け出ること。絶対に無届けで隠れてアルバイトをしてはいけない。
- 6 旅行について個人やグループで旅行等に行く場合は、保護者の承諾を得て周到な計画を立て、事故を未然に防ぐよう慎重な行動をとることが大事である。原則として冬山登山は行わないこと。
- 7 部活動等について
- （１）活動計画表に従って実施し、特に活動時間を厳守すること。
 - （２）土曜日・日曜日・祝日及び12月29日（土）～1月3日（木）は、顧問等指導教員の付き添いが必要であれば活動できない。生徒だけで勝手に活動しないこと。
 - （３）学校へは、制服を着用の上、身だしなみを整えて登校すること。
 - （４）自転車は必ず駐輪場に置くこと。ただし、長期休業中（平日の冬季講習期間は除く）は地下駐輪場を閉鎖するので、この間は学年に関係なく地上の駐輪場（教室棟南側）を利用すること。
 - （５）公式戦や練習試合等で校外に出るときは、言動や服装に注意し高校生らしい行動をすること。
 - （６）部活動中（公式戦や練習試合含む）は、校内外を問わず財布やスマートフォン等の貴重品の管理を顧問と連携し、徹底すること。
- 8 その他不審者と思われる人物を見かけたときは自身の安全を第一に行動し、学校では教職員に、校外では警察官（警察署・交番）や周囲の大人（「こども110番のいえ」を活用）に知らせて必要な協力得ること。なお、夜間の外出や人気のない所の通行等は可能な限り避けること。以下、参考に「相談窓口」を記しておくので、活用すること。

＊京都府総合教育センターふれあい・すこやかテレフォン（24時間電話教育相談）

075-612-3268・3301 0773-43-0390

＊京都府総合教育センターメール教育相談

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

＊ネットいじめ通報サイト（携帯電話・スマートフォンからも相談可能）

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118

＊24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310（なやみ言おう）

＊第Ⅱ期子どもLINE相談@京都（1/7～1/31）については、別途お知らせします。

第3学期の授業は1月8日（火）から再開する。8時35分までに登校し、自転車通学者は時差登校（1年8時20分、2年8時25分、3年8時30分）を遵守すること。始業式があるので制服は白色シャツとドット柄のネクタイ・リボンを着用すること。

なお、過度な頭髪加工（染髪等）が認められた場合は、改善して速やかに登校するよう指導（再登校指導）をする。また、化粧（ファンデーションや色付きリップクリーム等）、装飾品やカラーコンタクトを装着することなく、身だしなみを整えて登校すること。